

事業主・人事労務担当者の皆さまへ

改正育児・介護休業法等 説明会のご案内

東京労働局雇用環境・均等部では、令和7年4月1日から段階的に施行される改正育児・介護休業法及び次世代育成対策推進法に関する説明会を開催します。

本説明会では、東京労働局の職員が改正内容や就業規則改定のポイントについて、法施行の背景を踏まえた解説を行います。

今年度は、東京労働局公式チャンネルにおいて、説明動画を先行公開いたしますので、時間や場所に捉われないオンライン説明会への参加も併せてご検討ください。

参集式説明会

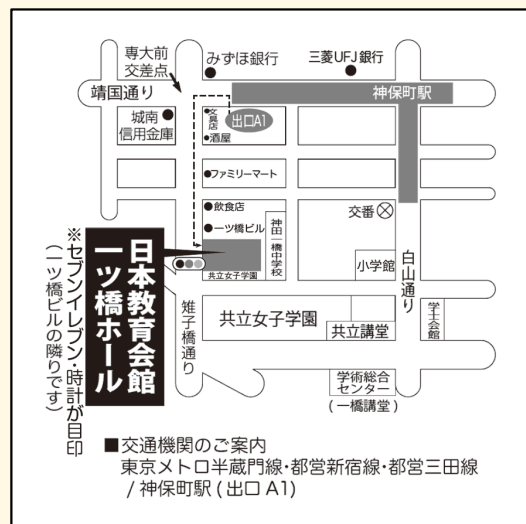
※オンライン説明会と同内容です。

- 日時: ① **令和7年1月27日(月)**
14時00分～15時30分
- ② **令和7年1月29日(水)**
14時00分～15時30分
- ※①②共に13:30受付開始・同内容

■会場: **日本教育会館 一ツ橋ホール**
(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

■定員: 各回800人予定
※事前申込制・定員到達次第受付終了

■申込: **令和6年12月4日(水)** 申込開始
改正法特設ページからお申込みください。



改正法特設ページ

オンライン説明会

※事前申込不要
※参集式説明会と同内容です。

■動画公開日: **令和7年1月23日** 公開予定

■公開開始は
**東京労働局公式チャンネルと
公式X**にてお知らせします。



公式チャンネル



公式X

【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部指導課 育児・介護休業法担当
☎ 03-3512-1611

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について

令和6年5月31日、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布されました。

育児関係では、「子の看護休暇」が小学校3年生までに延長され、学級閉鎖や入学式なども対象になります。また、子の年齢に応じて、「残業免除」「テレワーク」など柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されます。

介護関係では、介護に直面する前の段階から個々の労働者へ周知することで、介護離職を防ぎ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい環境の実現に向けた措置が強化されます。

1)改正のポイント

【子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向けた措置の拡充】

- ① 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置、事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が小学校就学前の子まで拡大
- ③ 3歳に満たない子の養育のためのテレワーク導入が努力義務化
- ④ 子の看護休暇の見直し(小学校3年生修了までに延長され、感染症に伴う学級閉鎖等にも利用可能)
- ⑤ 妊娠・出産の申出時等における仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

【育児休業取得状況の公表義務拡大】

- ⑥ 従業員数300人超の企業に対する育児休業の取得状況の公表義務化

【次世代育成支援対策の推進・強化】

- ⑦ 次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長(令和17年3月31日迄)
- ⑧ 従業員数100人超の企業に対する次世代育成支援対策推進法の行動計画策定時の育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務化

【介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等】

- ⑨ 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する両立支援制度等に関する個別の周知・意向確認の義務化
- ⑩ 介護に直面する前の早い段階(40歳等)の両立支援制度等に関する情報提供の義務化等

2)施行日

- ✓ 令和6年5月31日:上記⑦
- ✓ 令和7年4月1日 :上記②、③、④、⑥、⑧、⑨、⑩
- ✓ 令和7年10月1日:上記①、⑤

改正内容の詳細(政省令や通達、Q&A、規定例等)は、「東京労働局 改正育児・介護休業法特設ページ」でご確認ください。

【問合せ先】東京労働局 雇用環境・均等部指導課
育児・介護休業法担当 ☎ 03-3512-1611



改正法特設ページ